制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(選定の時期)

第4条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の 貸借銘柄の選定は、当該各号に定める時期に行う。
 - (1) 直接市場第一部上場銘柄(他市場経由銘柄を除く。)

当該銘柄の<u>初値が決定された(国内の他の金融商品</u>取引所と同時に新規上場された銘柄は、当該金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。)日から起算して11日目(休業日を除外する。)の日

 $(2) \sim (4)$ (略)

- 3 (略)
- 4 第1項の貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)まで、第2項第1号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)までの間に、第2項第4号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成22年8月31日から施行する。

(選定の時期)

第4条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める時期に行う。
 - (1) 直接市場第一部上場銘柄(他市場経由銘柄を除 く。)

当該銘柄の<u>上場日の翌月の応当日(応当日がない</u> ときはその月の末日とし、応当日が休日に当たると きは順次繰り下げる。以下同じ。)

 $(2) \sim (4)$ (略)

- 3 (略)
- 4 第1項の貸借銘柄の選定並びに第2項第4号の貸借 <u>銘柄の選定は、これらの規定に定める</u>日のほか、<u>その</u> 翌日からその3か月目の月の応当日までの間に、第2 項第1号の貸借銘柄の選定は、<u>これらの規定</u>に定める 日のほか、その翌日からその6か月目の<u>月の</u>応当日ま での間にそれぞれ行うことができる。